

# 森林環境保全整備事業実施要領の運用

平成14年12月26日付け14林整整第580号  
林野庁森林整備部整備課長通知  
最終改正：令和7年12月16日付け7林整整第539号

森林環境保全整備事業の実施については、「森林環境保全整備事業実施要綱」（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

## 第1 事業区分の細則

- 1 要領第1の1の(2)のイ「被害森林整備」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- 2 要領第1の1の(2)のウ「重要インフラ施設周辺森林整備」における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。
- 3 要領第1の1の(2)のエ「林相転換特別対策」のうち「野生鳥獣被害対策タイプ」（以下「野生鳥獣対策タイプ」という。）については、クマ類の被害対策に係るものを対象とする。
- 4 要領第1の1の(3)の「林道整備事業」の実施に当たっては、林道、作業ポイント、接続路及び森林作業道を効果的に組み合わせて実施するものとする。
- 5 要領第1の1の(3)のキ「老朽化対策」は、要領第13の8の(2)「個別施設計画」における健全度Ⅲ又はⅣの施設を補助対象とする。
- 6 要領第1の1の(3)のク「機能回復」は、橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能を回復しなければ、大雨等により当該施設及び周辺地域に被害を与えるおそれがあるものを対象とし、次のものについては適用しない。なお、要領別表2の8の(オ)に定める「維持管理を行ってきたことが明らかであること」については、本事業を実施する年度又は前年度に巡視又は維持管理が行われたことを写真その他の資料により確認するものとする。
  - (1) 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和40年10月5日付け林野道第639号林野庁長官通知）第5の2に定める「維持工事とみるべきもの」
  - (2) 人力で行うことが可能な除草や側溝整備等の簡易な維持管理行為
  - (3) 巡視

## 第2 事業内容の細則

- 1 事業内容については、要領別表3によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。
- 2 人工造林、樹下植栽等
  - (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
  - (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第7の1の(1)に定めるほか、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐

期齡が10年以上のものとする。

- (3) 人工造林又は樹下植栽等において「スギ、ヒノキ、カラマツ」の植栽に含むことのできる経費は、令和9年4月以降は、1ha当たり2,500本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。
- (4) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知）に即し、都道府県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とし、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。
- (5) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと都道府県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- (6) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
  - ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30<sup>m</sup>以上80<sup>m</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上である場合）において行うものであること。
  - イ 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30<sup>m</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は要領第1の1の(2)のオ「保全松林緊急保護整備」（以下「保全松林緊急保護整備」という。）として行うものであること。
- (7) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- (8) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- (9) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- (10) 補植は、要領別表3の「ア 人工造林」により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く。）による枯損率（枯損苗木数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。

なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、要領別表3のス(1)の(イ)の鳥獣施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、要領別表3の「ア 人工造林」により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。
- (11) 要領別表3「ア 人工造林」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であっ

て、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

- (12) 要領第1の1の(2)のエ「林相転換特別対策」のうち「林野火災対策タイプ」（以下「林野火災対策タイプ」という。）においては、周辺の森林の主要な構成樹種と異なる樹種を植栽することとする。
- (13) 「野生鳥獣被害対策タイプ」においては、クマの生息環境の保全・整備につながる広葉樹を植栽することとする。

### 3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

### 4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

### 5 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

### 6 除伐

- (1) 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (2) 要領第1の1の(2)のア「森林緊急造成」による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

### 7 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 要領第1の1の(2)「特定機能回復事業」（以下「特定機能回復事業」という。）による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止

に努めるものとする。

- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

## 8 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は防火林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

## 9 一貫作業

- (1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は防火林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29

日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知) に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

- (3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (4) 一貫作業における植栽については、2の(2)、(3)及び(9)を準用する。
- (5) 要領別表3「サ 一貫作業」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

## 10 衛生伐

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

## 11 防火林帯整備

防火林帯整備を実施した施業地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

## 12 緩衝林帯整備

緩衝林帯整備は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による緩衝林帯整備を実施していない場合に補助対象とする。

## 13 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地(予定地を含む。)が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格(過去に示されていたものを含む。)に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
  - イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生

伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。

#### 14 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

#### 15 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐、更新伐、防火林帯整備又は緩衝林帯整備で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

#### 16 森林作業道整備

- (1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (2) 要領別表3の「セ 森林作業道整備」の(ア)に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内（要領第10の1の(3)のオ「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」（以下「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」という。）においては4年以内）に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知。以下「森林作業道作設指針」という。）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
  - ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
  - エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

## 17 森林保全再生整備

- (1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- (2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- (3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

## 18 開設

- (1) 林道の開設に当たっては、次により開設予定路線の全線に係る調査（以下「路線全体計画調査」という。）を実施するとともに、開設予定路線の全線に係る計画（以下「路線全体計画」という。）を策定するものとする。なお、開設と併せて作業ポイント及び接続路の整備を実施する場合にあっては、路線全体計画に位置付けるものとする。

### ア 路線全体計画調査

- (ア) 路線全体計画調査は、開設予定路線の事業主体が行うものとする。
- (イ) 事業主体は、要領別表2の林道の開設に係る要件に基づき採択を受けた路線について、原則として採択年度に路線全体計画調査を実施するものとする。ただし、希少野生動植物の生息又は生育、特殊な地質条件等から必要と判断されるものに限り、複数年にわたり調査を実施できるものとする。
- (ウ) 路線全体計画調査の区域は、開設予定路線に係る利用区域及びその周辺地域とする。
- (エ) 路線全体計画調査は、「林道技術基準の制定について」（平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知。以下「林道技術基準」という。）、「林道技術基準の解説について」（平成23年4月1日付け23林整計第367号林野庁森林整備部長通知）及び「全体計画調査及び測量設計について」（6-11平成6年10月31日付け林野庁指導部基盤整備課長通知）に基づき実施するものとする。
- (オ) 路線全体計画の計画期間（以下「全体計画期間」という。）に係る利用区域内森林の森林整備予定量については、利用区域内森林に係る林業者、森林組合等、市町村その他関係団体から必要な資料の提供を受けて把握するものとする。
- (カ) 事業主体は、路線全体計画調査の結果を報告書に取りまとめ、原則として路線全体計画調査の中間及び終了の時点において林野庁に報告するものとする。

### イ 路線全体計画の策定

- (ア) 事業主体は、開設予定路線別に路線全体計画を策定するものとする。
- (イ) 路線全体計画の策定期間は、原則として採択年度とする。
- (ウ) 路線全体計画の期間は、原則として「林野公共事業における時間管理の徹底等について」（平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知）に規定する限度工期を超えない期間とする。
- (エ) 路線全体計画は、開設予定路線全線に係る開設計画、及び工事着工後10年間の当該利用区域内森林に係る森林整備予定量（延べ面積）を定めるものとする。
- (オ) 事業主体は、路線全体計画の策定に当たり、開設予定路線の利用区域内森林

及び周辺区域に係る林業者、森林組合等、市町村その他関係団体からの意見を聴くものとする。また、必要に応じ、関係都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。

- (カ) 路線全体計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - a 事業主体及び管理主体（林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）の第5条に定める林道の管理者をいう。以下同じ。）
  - b 整備目的及び利用形態区分
  - c 利用区域内森林の齢級別、人工林・天然林別面積及び蓄積
  - d 工事着工後10年間の利用区域内森林に係る森林整備予定量（延べ面積）
  - e 開設予定路線の起点及び終点
  - f 路線の平面線形及び縦断線形
  - g 路線全体計画の延長及び車道幅員
  - h 橋りょうやトンネル、路側施設等構造物の位置及び数量
  - i 全体計画事業費
  - j 全体計画期間
  - k 林道開設に当たり特に留意すべき事項
  - l その他必要な事項（開設効果、費用対効果等）

ウ 路線全体計画の重要な変更

路線全体計画について、次に掲げる重要な変更をする必要が生じたときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。

- (ア) 事業主体の変更
- (イ) 林道の区分の変更
- (ウ) 利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く。）
- (エ) 開設予定路線の起点又は終点の変更
- (オ) 路線全体計画の延長の30%を超える増減
- (カ) 路線全体計画事業費の30%を超える増減
- (キ) 全体計画期間の延長
- (ク) その他必要があるとき

なお、起終点、平面線形、トンネル等の新設、延長の増に係る変更が生じた場合は、必要に応じて当該変更区間についてアに定める路線全体計画調査に準じた調査を行うものとする。

- (2) 林道整備事業における事業主体になろうとする者は、林道を開設するため採択の申請を行う際、原則として、開設しようとする路線に係る現地調査（以下「路線調査」という。）を次により行うものとする。

ア 対象路線は、路線全体計画の延長が連絡線形で5km、突っ込み線形で10kmを超える路線、又は路線の開設において自然環境に特段の配慮を要する等の想定がされる路線であって、林野庁との協議において路線調査の実施について決定した路線とする。

イ 路線調査の内容

- (ア) 採択基準との整合性
- (イ) 開設予定現地に係る次の事項

- a 社会的・経済的立地条件
- b 地形及び地質条件
- c 自然環境
- d 路線の起点及び終点の位置
- e 概略の平面線形及び縦断線形
- f 特殊構造物の規模及び構造
- g 事業の着手から完成に至る期間
- h 森林施業実施予定の箇所、内容及び量
- i その他路線の開設に必要と認められる事項

#### ウ 路線調査の方法

- (ア) 調査者は、当該路線の開設の事業主体、都道府県及び林野庁の担当者とする。
- (イ) 調査方法は、当該開設予定現地（目視により全景を把握できる箇所を含む。）において、事業主体が作成した資料を用いて行うものとする。

## 19 改良

林道の改良に当たっては、次によるものとする。

- (1) 要領第2の1の森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）期間中において完了することが可能な事業量を総量として、改良全体計画を策定するものとする。なお、必要に応じて16の(1)に準じて改良全体計画調査を実施するものとする。
- (2) 改良全体計画について、次に掲げる重要な変更をする必要が生じたときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。
  - ア 事業主体の変更
  - イ 施行予定箇所の廃止又は追加
  - ウ 林道の区分の変更
  - エ 橋りょうの架け替え、曲線修正等の改良内容の変更
  - オ 改良内容に係る工種の変更
  - カ 改良全体計画事業費の30%を超える増減
  - キ 改良全体計画の計画期間の延長
  - ク その他必要があるとき

## 20 橋りょう改良

橋りょう改良の実施に当たっては、以下の要件及び内容で行うものとする。

- (1) 要件
  - ア その機能が喪失又は著しく低下しているものであること。この場合、「喪失」とは、橋りょうの落下、木橋の腐朽、橋桁のずれ等により車両の通行が不可能な場合又は既存の橋りょうが実際の通過車両の荷重等の利用実態に合致していない場合をいい、「著しく低下」とは、そのまま放置すれば橋りょうの機能が喪失することが明らかな場合をいう。
  - イ 橋りょうの塗装にあつては、塗膜の浮き上がりや剥離又は木橋の防腐剤効果の低下を原因とする鋼橋や木橋の劣化により、当該橋りょうの耐用年数を著しく損なうおそれがあるもの。
- (2) 内容

永久構造の橋りょうへ架け替え又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を新築する工事及び橋りょうを塗装する工事とし、次によるものとする。この場合、「永久構造の橋りょう」には、近代木橋及び必要最小限度の取合道路を含み、「架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合」とは、当該箇所地形的、地質的条件から橋台及び橋脚の設置が不可能な場合、橋りょうを架け替えるに当たり、安全な通水断面を確保できない場合又は橋りょうを架け替えることが経済性等の観点から著しく合理性に欠ける場合をいう。また、「代わるべき必要な施設」とは、現行路線の線形変更を伴う片棧橋、河床路、洗越工、橋りょうの機能を補強又は保持する施設その他これに類する施設をいう

ア 改良後の全幅員

架け替え又は橋りょうに代わる施設を新設する場合の全幅員は、改良前を原則とするが、当該施設と接続する路体が拡幅改良済み又は拡幅改良を行うことが確実である場合は、その路体の全幅員と同等とすることができる。

イ 橋りょうの塗装

塗装の間隔は、塗膜の自然老化、剥離の状況によるものとするが、おおむね5年を目安とし、木橋における塗装には、防腐剤等による防腐処理を含むものとする。

## 21 局部改良

局部改良に当たっては以下のいずれかを含むものとする。

(1) 勾配修正

林道規程に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取合道路、路体の拡幅、片勾配の設置を含むものとする。

(2) 曲線修正

林道規程に定める制限を超える曲線半径箇所の曲線を修正するものとする。この場合、当該曲線の修正に必要な拡幅、当該修正を要する曲線の直近の曲線であって、当該修正を要する曲線と同時に修正するものを含むものとする。

(3) 待避所施設

当該路線の使用実態から必要な待避所又は車廻しの新設又は改良とする。

(4) 土場施設

当該路線の利用区域内森林に係る森林施業上必要な土場施設の新設又は改良とする。

(5) 排水施設

当該路線の路面又は路体の現況から、林道の維持管理に必要な箇所への溝渠の新設又は改良とする（安全に排水を行うために必要な水路の延長、簡易な水叩工、柵工等の流末処理を含む。）。

(6) 防護施設

屈曲、がけ等が存在するため、転落の危険のおそれのある箇所、落石等（なだれによるものを除く。）により通行に支障を及ぼし、若しくは路体に損傷を与えるおそれのある箇所に次の構造物を新設又は改良するものとする（構造物の設置に直接必要な基礎工を含む。）。

ア 鉄筋コンクリート製高欄

イ コンクリート柱

ウ 落石防止柵

- エ 落石防止擁壁
- オ 落石防止覆
- カ その他上記アからオに類する構造物

(7) 路側施設

当該路線の路側が脆弱又は浸食により、通行上支障があると認められる箇所に次の構造物等を新設又は改良するものとする。

- ア コンクリート製、コンクリートブロック製、ワイヤー製又は木製の擁壁
- イ コンクリート製、鋼製又は木製の自在柵
- ウ 植栽工
- エ その他上記アからウに類する構造物

(8) 路床・路盤

当該路線の路床・路盤の状況から自動車の通行に支障があり、林道の効用が保てない場合に次の改良を行うものとする。

ア コンクリート路面工

実施箇所が林道規程第22条の運用細則（林道規程の運用細則の制定について（平成14年4月2日付け13林整整第913号林野庁整備課長、業務課長通知）の別紙第3に定める細部運用をいう。）(5)に該当すること。

イ アスファルト舗装

舗装後相当の年数（おおむね8年）が経過し、舗装の破損状況が通常の維持管理の範囲を超えていること。

(9) 踏切道

踏切道の改良は次によるものとする。

- ア 林道規程に定める自動車道であって、鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道と同一平面で交差する箇所について、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づく改良であること。
- イ 構造の改良により事故の防止に著しい効果があると認められるものであること。

## 22 雪害防止

雪害防止のための施設は以下のいずれかとする。

- (1) なだれ防止杭工
- (2) なだれ防止柵工
- (3) なだれ防止階段工
- (4) 雪庇防止柵工
- (5) 雪庇防止土塁工
- (6) なだれ覆工
- (7) スノーシェッド
- (8) その他上記(1)から(7)に類する施設

## 23 幅員拡張

幅員拡張は、車道幅員と路肩幅員に係る拡幅であって、改良により行われる待避所施設又は曲線修正におけるすり付け部あるいは曲線修正と同時に行われる曲線部の拡幅は除くものとする。

## 24 のり面保全

のり面保全における林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設は、林道技術基準第5章に定めるのり面保護工及び第8章に定める擁壁とする。

## 25 交通安全施設

交通安全施設における基準は次のとおりとする。

- (1) 「重大な交通事故」とは、人身事故をいう。
- (2) 「具体的な事例」とは、曲線部における視距の不足による出会い頭の衝突、急勾配かつ急カーブ箇所での路外への逸脱等による重大な交通事故の発生を防止するため、当該交通安全施設の整備が必要と判断できる事例をいう。

## 26 山火事防止施設

山火事防止施設における「山火事を防止するために必要な施設」とは、次のいずれかの施設とする。

- (1) 防火水槽（1基当たり40m<sup>3</sup>を標準とし、消火水利については、原則として谷川等の自然水利を利用するものをいう。）
- (2) 防火歩道
- (3) 防火啓発標識類
- (4) 貯水池
- (5) ヘリポート
- (6) 消防自動車の設置場所等

## 27 災害避難施設

災害避難施設における「地域防災計画等」とは、都道府県防災計画等をいう。なお、災害避難施設の新設又は改良は、要領別表3の事業内容のツからト及びニからノに掲げる工事と併せて実施することができるものとする。

## 28 作業ポイント整備

作業用地（ヘリポートを含む。）及び付帯施設の整備であって、次によるものとする。なお、付帯施設のみでの整備は不可とする。

- (1) 作業ポイントの用地に係る面積は、1箇所当たり200m<sup>2</sup>以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械（高性能林業機械を含む。以下同じ。）を考慮するものとする。
- (2) 作業ポイントの設置間隔は、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によるものとする。
  - ア 車両系システムによる作業工程の場合は、300m～600m
  - イ 架線型システムによる作業工程の場合は、30m～50m
- (3) 「主要な地点」は、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、伐採、搬出集積、造林・保育の各工程において最も集約的な作業の実施が可能な地点とする。
- (4) 「取付道路」は、原則として延長200m以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。
- (5) 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路に接して設置することとなる場合は、同法第24条の協議を行うものとする。
- (6) 付帯施設は次のとおりとする。
  - ア 取付道路

- イ 側溝等溝渠類
- ウ ゲート等遮断施設
- エ その他上記アからウに類する施設

### 第3 事業規模の細則

- 1 要領別表1の事業規模で定める「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 2 知事は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、1施行地の面積について0.1haを超えた事業規模を設定することができる。
- 3 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- 4 以下で行う事業においては、前項によらず1施行地の面積は0.05ha以上とする。
  - (1) 水田跡地の人工造林
  - (2) 沖縄県及び奄美群島で行う事業
- 5 要領別表1の「1 森林環境保全直接支援事業」の事業規模で定める搬出材積(ha当たり10m<sup>3</sup>以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

### 第4 事業主体等の細則

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条に規定する分収林契約(以下「分収林契約」という。)を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた際は、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。
  - (1) 規約の内容
  - (2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - (3) 施行地の森林所有者
- 3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 要領別表1の欄外(注1)における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。
- 6 要領別表1の欄外(注3)における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

### 第5 事業要件等の細則

- 1 要領別表2の第1の1の(1)の(イ)のaの(e)に定める「水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道」とは、告示第7

項第2号に規定する林道とする。

- 2 要領別表2の第1の1の(1)の(イ)のaの(e)に定める「特定保安林の整備を行うために開設する林道」とは、告示第7項第3号に規定する林道とする。
- 3 要領別表2の「事業要件等」に定める利用区域（同表の第1の1の(1)の(イ)に定める「コスト縮減等を目的として他の林道と一体的に路網を形成する場合」における利用区域も含む。以下同じ。）は、林道に依存して森林整備及びその他の整備を行うことが可能な区域とし、次により定めることとする。
  - (1) 原則として尾根、谷、稜線等の明瞭な地形により特定できる区域とする。
  - (2) 当該林道から分岐する支線あるいは分線等（森林作業道を含む。以下「支線等」という。）がある場合は、支線等に係る利用区域も当該林道の利用区域に含める。
  - (3) 当該林道と他の自動車道（国道、都道府県道、市町村道、農道等の自動車道であって、当該林道の車道幅員以上の車道幅員を有する自動車道をいい、開設計画が明確なものを含む。）が近接する場合は、それぞれからの等距離点付近の尾根、谷等の微地形等により区分できる区域とする。
- 4 要領別表2の「事業要件等」に定める利用区域内森林面積及び路線全体計画の延長は、次により算出するものとする。
  - (1) 面積は、本線、支線、分線等に係る利用区域を合算するものとする。路線全体計画の延長は、本線、支線、分線等の延長の合計とする。
  - (2) 利用区域が隣接する場合の面積は、当該各区域の本線、支線、分線等に係る面積を合算するものとし、この場合の路線全体計画の延長は、当該各区域の本線、支線、分線等の延長の合計とする。
- 5 要領別表2の「事業要件等」に定める「PCBを含む塗料」とは、PCB濃度が0.5mg/kg以上のものをいう。

## 第6 事業計画の細則

- 1 事業計画の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。
- 2 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とする。
- 3 事業計画は、別記様式1により作成することとする。
- 4 事業計画の申請及び変更は、別記様式2から4により行うものとする。
- 5 林道に係る事業計画については、次によるものとする。
  - (1) 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する事業計画は、路線全体計画等に基づき、路線ごとに作成（以下「路線別事業計画」という。）するものとする。

路線別事業計画は、事業計画の様式の林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する項と一体的なものとして扱うものとする。
  - (2) 路線別事業計画の内容は、路線全体計画の内容に即することとし、路線別事業計画の事業量は路線全体計画に定める総量のうち事業計画期間において実施する部分について定めるものとする。
  - (3) 事業計画の承認を受けた場合は、事業主体の作成した路線別事業計画についても承認を受けたものとみなす。
- 6 要領第2の5の(2)で定める「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の対象事業内容全体における次の内容
    - ア 森林整備（別記様式1の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減
    - イ 森林作業道の開設総延長の3割を超える減
    - ウ 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道の開設延長の3割を超える増減
    - エ 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業の総実施箇所数の3割を超える増減
  - (2) 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する「路線別事業計画の重要な変更」に該当する項目の詳細は、第2の16の(1)のウ「路線全体計画の重要な変更」に準ずることとし、この場合、「路線全体計画の重要な変更」を「路線別事業計画の重要な変更」と読み替えるものとする。
- 7 要領第2の5に規定する変更手続等は、路線別事業計画にも適用するものとする。

## 第7 実施計画の細則

- 1 林野庁長官は、要領第3の1に定める実施計画（以下「実施計画」という。）の提出があったときは、当該知事と実施計画の内容に係る協議（以下「実施計画ヒアリング」という。）を行うものとする。また、翌年度から新規に実施しようとする事業及び路線の開設の採択に係る判断は実施計画ヒアリングにおいて行うものとする。
- 2 林道整備事業に係る実施計画については、次によるものとする。
  - (1) 実施計画のうち、林道整備事業に関する実施計画は、事業主体が第6の5の(1)により作成した路線別事業計画に基づき、路線ごとに作成（以下「路線別実施計画」という。）するものとする。

路線別実施計画は、要領第3の1の規定により作成される実施計画と一体のものとして扱うものとする。
  - (2) 知事は、要領第3の4により、林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に係る次の重要な変更を行う場合又はその他必要がある場合、補助金の変更交付申請を行う事前に林野庁と協議を行うものとする。
    - ア 事業主体の変更
    - イ 施行の中止又は休止
    - ウ 路線の開設に関して次に該当するもの。
      - (a) 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少
      - (b) 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減
    - エ 林業生産基盤整備道改良、山村強靱化林道改良及び林業専用道改良のうち次に該当するもの。
      - (a) 施行箇所の変更
      - (b) 施行位置、事業の種類又は車道幅員の変更
      - (c) 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少
      - (d) 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減
    - オ 老朽化対策に関して次に該当するもの。
      - (a) 施行箇所の変更
      - (b) 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減
    - カ 機能回復に関して総事業費の30%を超える増減
    - キ 林道施設老朽化緊急対策に関しては、エ又はオに準ずる。

- 3 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業に係る実施計画については、次によるものとする。
  - (1) 作業種ごとの実施箇所数を市町村別に作成するものとする。
  - (2) 知事は、要領第3の4により変更を行うもののうち、林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業に係る次の重要な変更該当する場合、補助金の変更交付申請を行う事前に林野庁と協議を行うものとする。
    - ア 総実施箇所数の30%を超える増減
    - イ 総事業費の30%を超える増減
- 4 知事及び市町村長は、「緑の雇用」事業の実施により森林環境保全整備事業の新たな従事者が就業している地域の実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。
- 5 実施計画に計上された林道整備事業及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業の個別具体的な実施内容については、事業主体が林野庁と設計積算に係る協議（以下「設計協議」という。）を行うものとし、設計協議の時期及び具体的な方法等は、別途定めるところによるものとする。

## 第8 施設集約化計画の細則

- 1 要領第4の1に定める施設集約化計画（以下「施設集約化計画」という。）の作成は、別記様式5によるものとする。
- 2 施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。
- 3 施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
  - (1) 撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要
  - (2) 事業により撤去する林道施設の概要
  - (3) 施設集約化を目的とした撤去に併せて開設又は改良する林道施設等の概要
  - (4) その他必要な事項
- 4 施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

## 第9 国の助成について

- 1 要領第5に定める「国の助成」については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等の関係法令及び「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）等の関係通知に基づき行うものとする。
- 2 林業関係事業補助金等交付要綱における「都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費」は、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて」（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）及び「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて」（平成22年3月31日付け21林政政第622号林野庁長官通知）に基づき適正に使用するものとする。

## 第10 維持管理

- 1 事業主体又は管理主体は、森林環境保全整備事業により林道を開設した場合は、速やかに「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官

通知)に基づき林道台帳を作成して管理を行うものとする。

- 2 林道の管理に当たっては、「民有林林道の管理について」(昭和61年7月29日付け61林野道第459号)等の関係通知により適切に行うものとする。
- 3 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

## 第11 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

要領第1の1の(1)「森林環境保全直接支援事業」(以下「森林環境保全直接支援事業」という。)及び特定機能回復事業においては、以下によるほか、第12から第20を適用する。

- (1) 要領第7の1の(1)に定める森林環境保全整備事業の対象外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、環境省及び農林水産省が作成する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」への掲載の有無、掲載種である場合はリスト掲載事項及び同記載事項を踏まえた造林上の留意事項並びに生態系への配慮事項等を確認の上、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。なお、申請書には、関係する試験研究報告書等を添付するものとする。

ア 樹種名(品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。)

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1ha当たり植栽本数又は播種量

エ 1ha当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 都道府県の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹 種	地 域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道府県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ類	全国
イチョウ	全国

- (2) 要領第13の7の「放射性物質対策と一体的に実施する事業内容」の実施に当たっては、要領で定めるほか、以下のとおりとする。

ア 事業主体は、事業着手前に土砂の流出状況を観察して記録するとともに、特に次に掲げる箇所は土砂の流出するおそれが高いことから、現地の下層植生等の状況を踏まえて、効率的かつ効果的な森林外への土砂の流出防止に留意した森林整備を検討するものとする。

- (a) 農地、道路、住宅地その他の森林以外の土地に隣接する箇所
  - (b) 土砂の崩壊が発生するおそれのある箇所
  - (c) 河川や溪流沿いの箇所
  - (d) 急傾斜地（おおむね30度以上）の箇所
  - (e) 事業実施に伴い裸地が生ずる箇所
- イ 事業主体は、事業実施後の台風や豪雨等により放射性物質を含む土砂が流出したことが想定される場合には、速やかな現地の確認に努め、必要な措置を講ずる。

## 第12 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

- (1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。
- (2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容が分かるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。  
また、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

## 第13 補助金の交付申請等について

- 1 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
- 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
  - (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
  - (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第8の2に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
  - (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第8の2に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- 4 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に

係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第14に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

- 5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

#### 第14 補助金交付申請書の作成及び提出について

- 1 要領第8に定める補助金の交付申請について、知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類を以下に即して取り扱い、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。
- 2 事業主体は、別記様式6の例による補助金交付申請書を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表1で定める書類を添付すること。
- 3 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 4 オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。
- 5 間伐、更新伐、一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 6 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
  - (1) 測量野帳（別記様式15の例による。なお、別表1の「ケ 調査野帳」を含む。また、オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
  - (2) 別表1のア、ク及びコの証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第3の2のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
  - (3) 要領別表4の森林環境保全直接支援事業の(1)の(ア)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（要領第8の2により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
  - (4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

#### 第15 代理申請者への指導について

- 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第13の5、第14の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。
- 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。

- (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式16の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。
- (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。
- (3) 代理申請者が受領した補助金は、都道府県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。
  - ア 補助金事務取扱手数料
  - イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
  - ウ 当該施行地の森林保険料
  - エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

## 第16 補助金査定の細則

### 1 補助金額

- (1) 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- (2) 都道府県が行った事業の査定単位又は市町村（2の(5)を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、第3項の(4)、(5)又は(7)により算定するものとする。
- (3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあつては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。
  - ア 要領別表3の「コ 更新伐」のうち、森林病虫害の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m<sup>3</sup>を超えて実施した更新伐
  - イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業
  - ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
  - エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

### 2 査定係数

- (1) 事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
- ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
  - イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし
  - ウ 要領第1の1の(2)の「ア 森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐
  - エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良
- (2) 要領別表4の森林環境保全直接支援事業の(2)の(イ)「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの
  - イ 要領別表4における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ア)において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
  - ウ 要領別表4における森林環境保全直接支援事業の(3)の(イ)において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- (4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
- ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
  - イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- (5) 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表1の「シ 経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- (6) 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあって

ては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

### 3 標準経費

- (1) 知事は、要領第10の1の(3)に定める「標準経費」の算出に当たっては、要領に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。
- (2) 「標準経費」の算出に当たり、7齢級以下の森林のみからなる施行地において、車両系集材システムにより要領別表3の「ケ 間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- (3) 「標準経費」の算出に当たり、要領別表3の「ケ 間伐」の補助対象面積1ha当たりの伐採木の搬出材積上限は、要領別表3の「ケ 間伐」に関わらず、80m<sup>3</sup>以下（令和9年4月以降は60m<sup>3</sup>以下）で知事の定める材積とする。
- (4) 事業主体が都道府県である場合、要領第10の1の(1)の「標準経費」は「実行経費」とする。
- (5) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は要領第10の1の(1)の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (6) 都道府県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあつては補助率を乗じて）求めるものとする。
  - ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
  - イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
  - ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあつては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

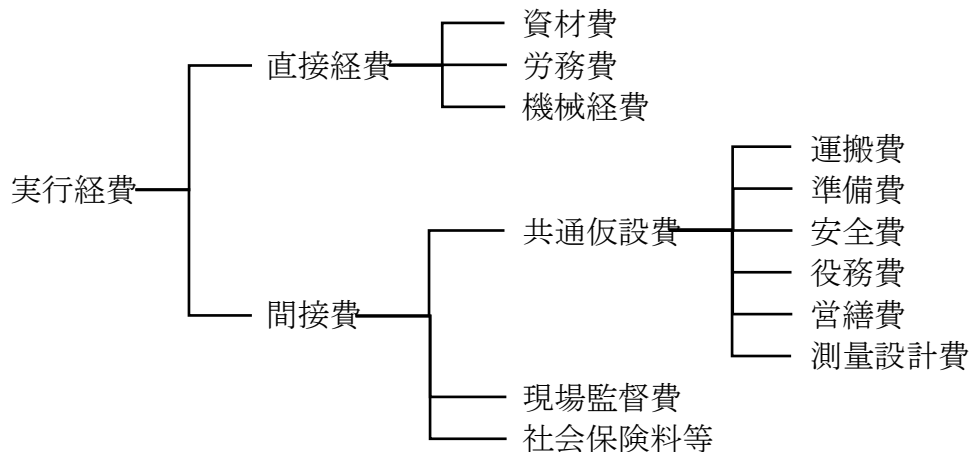
(表) 第16の3の(4)から(6)について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	都道府県	実行経費（3の(4)）	実行経費（3の(4)）
	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費 (3の(5))
	その他事		標準経費

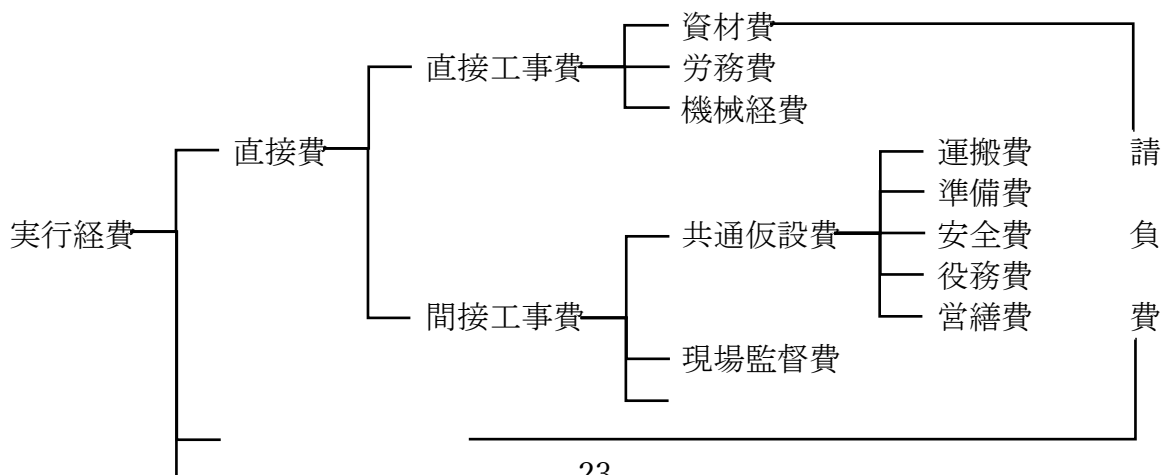
	業主体		
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 (3の(6)のア及びイ)	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (3の(6)のウ)
	その他事業主体		

- (7) (5)、(6)の規定にかかわらず、汚染状況重点調査地域等森林整備事業のうち、市町村、森林整備法人等が緊急的に実施したものであって、当該事業主体が請負に付して実行した場合は、知事が必要と認める場合に限り、要領第10の1の(1)の「標準経費」は「実行経費」とすることができる。
- (8) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



## 社会保険料等

### 消費税等相当額 測量設計費(注)

(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

#### 4 事業量

- (1) 要領第10の1の(3)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（森林作業道作設指針に基づき都道府県知事が定める森林作業道作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

#### 5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領別表5に定める対象経費以外に、鋤床層の破砕、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

#### 第17 補助金の交付決定等について

- 1 知事は、第16の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

#### 第18 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

- 1 知事は、補助金の返還に当たっては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
- 2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 要領第12の1の(7)の「当該一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

#### 第19 補助金の経理等について

- 1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。

- (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式17の例による。）
  - (2) 施行地ごとの施行台帳（別記様式18の例による。）
  - (3) 補助金及び経費明細書（別記様式19の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式20の例による）を森林所有者等に通知するものとする。
- 2 要領第8の2により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
  - 3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

## 第20 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込み（別記様式21の例による。）を森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等（別記様式22の例による。）を森林所有者に報告すること。

## 第21 その他

- 1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都道府県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 2 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGIS等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- 3 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。

別表1

確認すべき書類	様式例	備考
ア 申請内訳書	別記様式7	
イ 施業箇所位置図	別記様式8	
ウ 施業図	別記様式9	
エ 森林作業道整備線形図		ウの施業図に必要事項を記載したものでも可能。
オ 森林作業道復旧理由説明資料		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料（森林作業道の復旧を実施する場合に限る）
カ 森林作業道チェックリスト等		都道府県で策定した森林作業道作設指針に即して作設されたものであることが確認できる書面。

キ 現地写真		<p>第12の1の(2)により撮影された写真。</p> <p>なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況が分かるオルソ画像等を提出する場合は、イからエまでの書類について省略することができるものとする。</p> <p>また、4回目以降の下刈りは、あわせて、下刈りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること。</p>
ク 搬出材積集計表	別記様式10	
ケ 平均胸高直径調査表	別記様式11	
コ 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	別記様式12	<p>直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。</p>
サ 補助金の交付申請又は受領に係る委任状	別記様式13	<p>事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。</p>
シ 森林経営計画意向確認書		<p>補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類（特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて事業が実施される場合に限る。）。</p>
ス 受委託契約書又は請負契約書の写し		<p>事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。</p>
セ 実行経費内訳書		<p>市町村（汚染状況重点調査地域等森林整備事業の場合は、森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業、要領別表第3のソ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。</p>
ソ 分収林契約等の写し		<p>分収林契約が締結されている場合に限る。</p>
タ 森林所有者等との森林整備に関する協定書等の写し		<p>要領第1の1の(2)のア～エに限る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。</p>
チ 伐採造林届出書等の写し		<p>伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）。</p>
ツ 鳥獣対策連絡調整結果報告書		<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の2に基づく協議会との連絡調整の結果を記載した書類</p>

		及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（要領別表第3のソ「森林保全再生整備」に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。）。
テ 林野火災特別地域対策事業計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類		「林野火災対策タイプ」を実施する場合に限る。
ト 地域防災計画等に防火林帯と林野火災防止対策が位置づけられていることがわかる書類		
ナ 防火林帯を管理する者を明らかにする書類		
ニ 頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている計画又は当該計画が策定される見込みであることがわかる書類		「野生鳥獣被害対策タイプ」実施する場合に限る。
ヌ 針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所等の事業実施方針		
ネ 緩衝林帯を管理する者を明らかにする書類		
ノ 施業実施協定書及び団体規約の写し		事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
ハ 安全チェックシート		「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。 なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

		<p>ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</p>
<p>ヒ 環境負荷低減チェックシート</p>	<p>別記様式14</p>	<p>提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</p> <p>ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</p>